

# よくあるご質問

## ～ 概要編 ～

Q：友達が児童クラブを利用しているので子供が児童クラブに行きたいと言っているのですが？

→ 児童クラブは、就労等のため保護者等が家庭にいない児童の保護および健全育成を図るための事業です。よって、友達が行っているから等の理由だけで申し込みは受け付けられません。

Q:受け入れ先はどこになりますか？

→入所する児童クラブは入所決定通知にてお知らせしますが、受け入れ先の詳細(児童館・分室等)は、3月上旬利用説明会にクラブよりお伝えいたします。

Q：健康状況・集団生活を送る上で心配がありますが、児童クラブに入れるでしょうか？

→ 受入側の児童クラブの状況や、必要に応じて認定こども園等及び小学校側と申し込み児童の安全が確保できるかの確認を行い、ご利用可能であるかを検討します。

なお、通年利用の児童については、一人で学校から児童クラブまで向かえることも条件になります。こちらから、ファミリーサポート等を利用し児童クラブまで向かうことを条件とさせていただく場合もあります。

Q：年度途中で利用形態の変更はできますか？

→可能ですが、児童クラブによっては空きがない場合がありますので、利用形態の変更希望があった場合でもすぐに対応できない場合があります。

Q：お迎えに児童の兄(高校生)が行っても良いですか？

→ 不可能です。お迎えは18歳以上の高等学校等を卒業した者とさせていただきます。

Q：現在妊娠中です。出産前後の利用はできますか？

→出産前：産休に入った時点でクラブ退所(長期へ移行)となります。

ただし、入院期間に児童の見守りが不可能であると判断した場合利用できる可能性があります。必ず市にお問合せください。

出産後：利用形態「長期」として、出産日から6か月間ご利用できます。

※「通年」で決定している方も、「長期」へ移行していただきます。

ただし、家庭で児童を見守れるとみなした場合は、退所していただきます。

Q：自宅の敷地内で事業を営んでいます。児童クラブには入れないでしょうか？

→ 自宅の敷地内でも、見守りが困難な場合は申請ができます。ただし、選考の際には勤務先についての点数が、別の方に比べて低くなります。特に申込者が多数の児童クラブにおいては、入所基準点数の高い児童が優先されるので待機となる場合があります。

Q：定員を超過する申し込みがあった場合は、どうなるでしょうか？

→ 選考により、基準点数の高い方から入所いただくこととなります。

Q：未満児がいます。子ども園・保育園が決まらないため、復職日が定まりません。児童クラブの申請はできませんか？

→未満児の子ども園・保育園が決まるまで仮受付をいたしますので、この期間にお申込みください。

なお、子ども園・保育園が決まったらすぐに市へご連絡ください。

仮受付期間は 令和6年2月末まで です。

## ～保護者等編～

Q：夫が単身赴任のため安曇野市に住んでいません。就労証明は必要ですか？

→ 安曇野市に住所がない方も就労状況確認のためご提出ください。

また、負担金算定のため所得課税扶養証明書を6月に、令和6年1月1日に住民票がある市町村で取り、提出してください。対象の方には、6月ごろに市より改めて提出依頼のご案内をいたします。

※4月～6月分の負担金は仮算定とします。(月額3,000円、長期日額240円)

ご提出いただいた所得課税扶養証明書にて本算定を行い、差額が発生した場合は調整いたします。

Q：離婚調停中です。相手の就労証明書は必要ですか？

→家庭裁判所等より離婚調停中の証明がある場合は不要です。離婚調停中の証明の写しをご提出ください。

離婚に関する書類が提出できない等の事情がある場合は市へご相談ください。

Q：婚姻関係はありませんが、事実婚の相手があります。就労証明書は必要ですか？

→必要です。「5 申請条件について」3ページの「その他同居人」に該当します。

Q：パートナーがいます。就労証明書は必要ですか？

→必要です。「5 申請条件について」3ページの「その他同居人」に該当します。

Q：申し込み後に再婚しました。相手の就労証明書は必要ですか？

→必要です。ご用意いただきご提出をお願いいたします。

また、変更届の提出も必要になります。

## ～ 証 明 書 編 ～

Q：祖父母が農業をしています。確定申告もしています。確定申告書の写しは祖父と祖母、それぞれに必要ですか？また、従事証明書も必要ですか？

→ それぞれで申告している場合は、それぞれの申告書の写しを提出してください。  
従事証明書は祖父母両方の証明書が必要です。証明者は申告者になります。（祖父が申告し、祖母を専従している場合＝祖父が証明者）

Q：就労証明書下部の「会社証明欄」に押す印鑑がありません。

→ 17ページをご確認ください。押印が難しい場合は市までお問合せください。

Q：現在、求職活動中です。申し込みはできますか？

→ ハローワーク等で求職活動支援機関等利用証明書を作成していただき、仮申請として受け付けが可能です。

その後、就職先が決定したら就労証明書を提出していただき正式な申請受け付けとなります。

また、求職活動支援機関等利用証明書は1年度につき、1度のみご利用ができます。

ただし、新年度受付と、現年度受付で有効期間が異なります。

新年度受付の場合：令和6年2月末 まで

…必ず、就労先が決まったところでご連絡ください。

現年度受付の場合：求職活動証明書の証明日の 翌日から 60 日間

…児童クラブ利用中に退職し、求職活動される場合は一度「退所」となります。この間の児童クラブ利用はできません。

…「退所」となりますが、60 日間は利用者枠を確保いたしますので、期間内に就職先が決まった場合は、再度ご利用が可能です。

ただし、終業時間が 15 時前の場合は長期へ移動していただきます。

Q：就労証明書を用意するのに、本社までの郵送に時間がかかります。先に申請書だけ提出してもいいでしょうか？

→ 書類が不足する場合は受け付けできませんので、全て揃ってからの受け付けとなります。  
この場合は、必ず子ども家庭支援児童青少年係（71-2078）までご連絡ください。

Q：申し込み後に転職しました。就労証明書は必要ですか？

→ 必要です。ご提出ください。

Q：ダブルワークをしています。就労証明書は両会社分必要ですか？

→ 必要です。両社に作成を依頼し、ご提出ください。